

平成24年2月16日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 松永義彰

平成23年(ハ)第17070号不当利得返還請求事件

口頭弁論終結日 平成24年1月19日

判 決

千葉県 [REDACTED]

原 告 [REDACTED]

同訴訟代理人弁護士

東京都千代田区大手町一丁目2番4号

被 告

同代表者代表取締役

同 訴 訟 代 理 人

横 家 豪

プロミス株式会社

久 保 健

[REDACTED]

主 文

- 1 被告は、原告に対し、92万4456円及びうち71万4499円に対する平成15年12月2日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は、被告の負担とする。
- 3 この判決は、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請 求

主文1項と同旨

第2 事案の概要

1 事案の要旨

本件は、原告が被告との間で、利息制限法の制限利率を超える約定利率で金銭消費貸借基本契約を締結して、借入及び返済を繰り返し、その取引を同法の制限利率に引直計算すると、過払金が発生するとして、被告に対し、不当利得返還請求権に基づき、過払金及び未充当法定利息の支払を求める事案である。

2 前提事実

(1) 原告は、被告との間で、一定の限度額内で借入と返済を繰り返すことがで

きる内容の金銭消費貸借基本契約（以下「本件契約」という。）を締結して、別紙の計算書の借入金額の金額を年月日欄記載の日に借り受け、弁済額欄の金額を年月日欄記載の日に支払った。本件契約において、支払期限は昭和63年12月20日を初回とし、その後毎月20日限り、元金返済方法は、各支払期限当日あるいは期限前14日以内に、支払日当日までの利息を添えて元金5000円以上を分割返済する約定であった（甲1、乙3、以下「本件取引」という。）。

- (2) 上記(1)の原告の借入における約定の借入利率29.2%、遅延損害金利率32%であった（乙3）。
- (3) 被告は、貸金業法（平成18年法律第115号による改正前の法律の題名は貸金業の規制等に関する法律。以下、同改正の前後を通じて「貸金業法」という。）3条所定の登録を受けた貸金業者である。
- (4) 本訴提起日の10年前である平成13年5月12日以前の返済によって生じた過払金が発生してから10年以上経過した。
- (5) 被告は、平成23年7月14日の本件口頭弁論期日において、上記(4)の過払金に係る不当利得返還請求権について、消滅時効を援用するとの意思表示をした。

3 争点及びこれに対する当事者の主張

(1) 悪意の受益者

ア 原告

被告は、利息制限法を超える金利で貸付をしていることを知りながら、原告から返済を受けていた。被告は、悪意の受益者である。

イ 被告

被告は、多くの裁判例等に基づいて、当時合理的と認められる解釈に従い貸金業法43条の各要件を満たすように業務を行ってきたので、同条の各要件を満たすと認識するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情がある。

(2) 消滅時効の起算点

ア 被告

貸付中止によって新たな借入の可能性がなくなった以上は、過払金充当合意を基礎づける取引関係が認められず、以降の取引は事実上精算手続となっていたのであるから、過払金充当合意の解消・消滅の合意の事実が認められる。本件においては、実際の取引終了以前に新たな借入金債務の発生が見込まれなくなった平成12年9月7日時点において、過払金充当合意を消滅・解消するという異なる合意が形成され、最高裁平成21年判決の示す「特段の事情」が認められる。本件過払金返還請求権の時効は進行した。

イ 原告

当時、新たに借入ができなかったとしても、当事者間の基本契約が継続している限り、基本契約に基づく新たな借入金債務の発生の可能性があるというべきであり、基本契約が終了するまで過払金充当の合意は存続する。被告内において、利息棚上処理が行われ、与信供与中止の手続がなされたことが平成21年最判のいう「特段の事情」に該当する余地はない。

第3 争点に対する判断

1 争点(1) (悪意の受益者) について

貸金業者が利息制限法所定の制限超過部分を利息の債務の弁済として受領したが、その受領につき貸金業法43条1項の適用が認められない場合には、貸金業者は、同項の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があるときでない限り、法律上の原因がないことを知りながら過払金を取得した者、すなわち民法704条の「悪意の受益者」とであると推定されるものというべきである。

これを本件についてみると、本件取引については、前記特段の事情について、これを基礎付けるに足りる具体的事情の主張立証はないことからすれば(昭和63年11月29日付け限度借入基本契約書(乙3)のみでは足りな

い。），被告は民法704条の「悪意の受益者」となる。

2 争点(2) (消滅時効の起算点) について

- (1) 本件契約は、借入金債務につき利息制限法1条1項所定の利息の制限額を超える利息の弁済により過払金が発生した場合には、弁済当時他の借入金債務が存在しなければ上記過払金をその後に発生する新たな借入金債務に充当する旨の合意（以下「過払金充当合意」という。）を含む契約であったと解される。

このような過払金充当合意においては、新たな借入金債務の発生が見込まれる限り、過払金を同債務に充当することとし、借主が過払金に係る不当利得返還請求権（以下「過払金返還請求権」という。）を行使することは通常想定されていないものというべきである。したがって、一般に、過払金充当合意には、借主は基本契約に基づく新たな借入金債務の発生が見込まれなくなった時点、すなわち、基本契約に基づく継続的な金銭消費貸借取引が終了した時点で過払金が存在していればその返還請求権を行使することとし、それまでは過払金が発生してもその都度その返還を請求することはせず、これをそのままその後に発生する新たな借入金債務への充当の用に供するという趣旨が含まれているものと解するのが相当である。そうすると、過払金充当合意を含む基本契約に基づく継続的な金銭消費貸借取引においては、同取引継続中は過払金充当合意が法律上の障害となるというべきであり、過払金返還請求権の行使を妨げるものと解するのが相当である。したがって、過払金充当合意を含む基本契約に基づく継続的な金銭消費貸借取引においては、同取引により発生した過払金返還請求権の消滅時効は、過払金返還請求権の行使について上記内容と異なる合意が存在するなど特段の事情がない限り、同取引が終了した時点から進行するものと解するのが相当である（最高裁判所平成21年1月22日第一小法廷判決参照）。

- (2) 証拠（甲1、乙3、5、6、7の1ないし4）及び弁論の全趣旨によれば、本件契約には、借主は、被告の審査により、貸出が中止されることがあ

ることを予め承諾する旨の規定があること、被告では、内部の営業の基準として、①利息棚上指定は、利息棚上を前提とした入金約束を交わし、それに基づく入金を受けた後、入金処理前に行うこと、②減額指定を行った会員に対しては完済に至るまで与信の供与を停止すること、③利息棚上指定を行った会員に対しては与信の供与を中止すること等が定められていること、貸付中止の具体的条件は顧客には知らされていないこと、貸付中止になっても顧客の信用状況の改善等があれば、貸付中止は解除され得ること、被告は、債権保全の観点から、本件取引につき、債権債務関係を整理するための精算手続へと移行して、本件契約に係る債権につき、平成12年6月27日約定に準じて元金を減額する債権に指定したこと（以下「減額指定」という。）、同年9月7日に利息を棚上して元金を減額債権に指定して（以下「利息棚上指定」という。）、貸付中止となったこと、貸付中止後、原告が返済した際に発行されたATM明細書には利用限度額欄に「***」と記載されていたこと、平成12年9月7日の返済は集金取引、同年11月21日から平成13年5月18日までの6回の返済はいずれも振込取引であったことが認められる。

- (3) 以上からすると、被告の貸付中止行為自体は、被告の営業上の指針に基づく内部的な債権保全行為であり、原告は、貸付中止となった平成12年9月7日の8年以上も前である平成4年1月27日の2万円の借入れを最後に本件契約に係る借入をしておらず、平成12年9月7日以降も分割弁済を続けていたことを考えあわせると、この貸付中止時に、被告が原告に対して、貸付中止になったことを通知したことを推認することはできない。そして、利用限度額欄に「***」と記載されたATM明細書が原告に交付されたことにより、原告が貸付中止状態にあることを認識しうる可能性があるとはいえ、そのことをもって原告と被告との間で、過払金充当合意を消滅・解消するという異なる合意が形成されたと認めるまでには足りない。

そして、原告と被告との間で、本件契約の内容が変更されたことがうかが

われない本件においては、被告としては、原告との間で、一定額の限度内で継続的に借入と返済を繰り返す契約関係は維持しつつ、営業上の指針に基づき、債権保全のため一時的に減額指定、利息棚上指定を行い、原告に対する貸付を中止したと解されるのであって、未だ基本契約においては、これに基づく新たな借入金債務の発生が見込まれ、継続的な金銭消費貸借取引は継続しているものと認められる。他に過払金返還請求権の行使について異なる合意が存在するなど特段の事情を認めるに足りる証拠もないので、本件においては、本件取引が終了した時点は、最終取引日である平成15年12月1日であり、同日から過払金返還請求権の消滅時効は進行するものと解するのが相当である。

平成15年12月1日から本訴提起日である平成23年5月12日まで10年を経過していないので、被告の消滅時効の抗弁は認められない。

第4 結論

以上を前提にして、本件取引を利息制限法所定の制限利率で引直計算をすると、別紙の計算書のとおりとなり、最終取引日である平成15年12月1日時点で過払金71万4499円及び同日までの法定利息20万9957円が発生し、合計92万4456円となる。

よって、原告の請求は理由があり、主文のとおり判決する。

東京簡易裁判所民事第3室

裁 判 官 岸 本 将 嗣

利息制限法に基づく法定金利計算書

【別紙1】 (1円未満切捨。利息計算は閏年を366日とする。過払利息計算は閏年を366日とする。)

債務者: ██████████
 会員番号: ██████████
 貸金業者: プロミス㈱

過払利率 5%
 作成者: 横家LO

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息 残額
1	S63. 11. 29	500,000		0.18				500,000		
2	S63. 12. 19		25,000	0.18	20	4,918	0	479,918	0	0
3	S63. 12. 19	16,000		0.18	0	0	0	495,918	0	0
4	H1. 1. 17		20,000	0.18	29	7,084	0	483,002	0	0
5	H1. 1. 17	9,000		0.18	0	0	0	492,002	0	0
6	H1. 2. 17		20,000	0.18	31	7,521	0	479,523	0	0
7	H1. 2. 17	8,000		0.18	0	0	0	487,523	0	0
8	H1. 3. 20		20,000	0.18	31	7,453	0	474,976	0	0
9	H1. 3. 20	7,000		0.18	0	0	0	481,976	0	0
10	H1. 4. 19		20,000	0.18	30	7,130	0	469,106	0	0
11	H1. 4. 19	8,000		0.18	0	0	0	477,106	0	0
12	H1. 5. 17		20,000	0.18	28	6,587	0	463,693	0	0
13	H1. 5. 17	9,000		0.18	0	0	0	472,693	0	0
14	H1. 6. 20		20,000	0.18	34	7,925	0	460,618	0	0
15	H1. 6. 20	6,000		0.18	0	0	0	466,618	0	0
16	H1. 7. 20		20,000	0.18	30	6,903	0	453,521	0	0
17	H1. 7. 20	8,000		0.18	0	0	0	461,521	0	0
18	H1. 8. 21		20,000	0.18	32	7,283	0	448,804	0	0
19	H1. 9. 21		18,000	0.18	31	6,861	0	437,665	0	0
20	H1. 10. 20		20,000	0.18	29	6,259	0	423,924	0	0
21	H1. 11. 21		20,000	0.18	32	6,689	0	410,613	0	0
22	H1. 12. 20		20,000	0.18	29	5,872	0	396,485	0	0
23	H2. 1. 18		20,000	0.18	29	5,670	0	382,155	0	0
24	H2. 2. 19		20,000	0.18	32	6,030	0	368,185	0	0
25	H2. 3. 20		20,000	0.18	29	5,265	0	353,450	0	0
26	H2. 4. 19		20,000	0.18	30	5,229	0	338,679	0	0
27	H2. 5. 10		430,551	0.18	21	3,507	0	-88,365	0	0
28	H2. 12. 10	400,000		0.18	214	0	0	309,045	-2,590	0
29	H3. 1. 18		20,000	0.18	39	5,943	0	294,988	0	0
30	H3. 2. 19		20,000	0.18	32	4,655	0	279,643	0	0
31	H3. 3. 19		20,000	0.18	28	3,861	0	263,504	0	0
32	H3. 4. 23		20,000	0.18	35	4,548	0	248,052	0	0
33	H3. 5. 22		20,000	0.18	29	3,547	0	231,599	0	0
34	H3. 5. 22	50,000		0.18	0	0	0	281,599	0	0
35	H3. 6. 20		20,000	0.18	29	4,027	0	265,626	0	0
36	H3. 6. 20	10,000		0.18	0	0	0	275,626	0	0
37	H3. 7. 23		20,000	0.18	33	4,485	0	260,111	0	0
38	H3. 8. 20		20,000	0.18	28	3,591	0	243,702	0	0
39	H3. 9. 26		20,000	0.18	37	4,446	0	228,148	0	0
40	H3. 9. 26	30,000		0.18	0	0	0	258,148	0	0
41	H3. 10. 22		20,000	0.18	26	3,309	0	241,457	0	0
42	H3. 10. 22	10,000		0.18	0	0	0	251,457	0	0
43	H3. 11. 25		20,000	0.18	34	4,216	0	235,673	0	0
44	H3. 11. 25	10,000		0.18	0	0	0	245,673	0	0
45	H3. 12. 26		20,000	0.18	31	3,755	0	229,428	0	0

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息 残額
46	H4. 1. 27		20,000	0.18	32	3,612	0	213,040	0	0
47	H4. 1. 27	20,000		0.18	0	0	0	233,040	0	0
48	H4. 2. 25		20,000	0.18	29	3,323	0	216,363	0	0
49	H4. 4. 3		20,000	0.18	38	4,043	0	200,406	0	0
50	H4. 4. 24		20,000	0.18	21	2,069	0	182,475	0	0
51	H4. 6. 3		20,000	0.18	40	3,589	0	166,064	0	0
52	H4. 6. 25		20,000	0.18	22	1,796	0	147,860	0	0
53	H4. 7. 27		20,000	0.18	32	2,326	0	130,186	0	0
54	H4. 9. 9		13,000	0.18	44	2,817	0	120,003	0	0
55	H4. 9. 28		10,100	0.18	19	1,121	0	111,024	0	0
56	H4. 10. 27		14,000	0.18	29	1,583	0	98,607	0	0
57	H4. 11. 24		15,000	0.18	28	1,357	0	84,964	0	0
58	H4. 12. 21		10,000	0.18	27	1,128	0	76,092	0	0
59	H5. 1. 20		13,000	0.18	30	1,124	0	64,216	0	0
60	H5. 2. 24		14,000	0.18	35	1,108	0	51,324	0	0
61	H5. 3. 22		12,000	0.18	26	658	0	39,982	0	0
62	H5. 4. 20		12,000	0.18	29	571	0	28,553	0	0
63	H5. 5. 20		12,000	0.18	30	422	0	16,975	0	0
64	H5. 6. 21		12,000	0.18	32	267	0	5,242	0	0
65	H5. 7. 20		12,000	0.18	29	74	0	-6,684	0	0
66	H5. 8. 23		12,000	0.18	34	0	0	-18,684	-31	-31
67	H5. 9. 27		12,000	0.18	35	0	0	-30,684	-89	-120
68	H5. 10. 22		11,000	0.18	25	0	0	-41,684	-105	-225
69	H5. 12. 6		11,000	0.18	45	0	0	-52,684	-256	-481
70	H5. 12. 22		10,000	0.18	16	0	0	-62,684	-115	-596
71	H6. 2. 1		10,000	0.18	41	0	0	-72,684	-352	-948
72	H6. 3. 7		10,000	0.18	34	0	0	-82,684	-338	-1,286
73	H6. 4. 28		14,000	0.18	52	0	0	-96,684	-588	-1,874
74	H6. 5. 30		11,000	0.18	32	0	0	-107,684	-423	-2,297
75	H6. 6. 22		10,000	0.18	23	0	0	-117,684	-339	-2,636
76	H6. 8. 3		10,000	0.18	42	0	0	-127,684	-677	-3,313
77	H6. 9. 7		10,000	0.18	35	0	0	-137,684	-612	-3,925
78	H6. 10. 27		10,000	0.18	50	0	0	-147,684	-943	-4,868
79	H6. 12. 15		9,425	0.18	49	0	0	-157,109	-991	-5,859
80	H7. 2. 3		10,000	0.18	50	0	0	-167,109	-1,076	-6,935
81	H7. 3. 3		8,000	0.18	28	0	0	-175,109	-640	-7,575
82	H7. 4. 14		2,000	0.18	42	0	0	-177,109	-1,007	-8,582
83	H7. 4. 20		6,000	0.18	6	0	0	-183,109	-145	-8,727
84	H7. 6. 7		15,000	0.18	48	0	0	-198,109	-1,204	-9,931
85	H7. 8. 9		15,000	0.18	63	0	0	-213,109	-1,709	-11,640
86	H7. 9. 18		10,000	0.18	40	0	0	-223,109	-1,167	-12,807
87	H7. 10. 23		7,000	0.18	35	0	0	-230,109	-1,069	-13,876
88	H7. 12. 1		7,000	0.18	39	0	0	-237,109	-1,229	-15,105
89	H7. 12. 21		4,000	0.18	20	0	0	-241,109	-649	-15,754
90	H8. 2. 8		9,000	0.18	49	0	0	-250,109	-1,614	-17,368
91	H8. 4. 8		6,000	0.18	60	0	0	-256,109	-2,050	-19,418
92	H8. 4. 16		6,000	0.18	8	0	0	-262,109	-279	-19,697
93	H8. 6. 18		12,000	0.18	63	0	0	-274,109	-2,255	-21,952
94	H8. 8. 6		9,000	0.18	49	0	0	-283,109	-1,834	-23,786
95	H8. 9. 27		10,000	0.18	52	0	0	-293,109	-2,011	-25,797
96	H8. 10. 30		5,800	0.18	33	0	0	-298,909	-1,321	-27,118
97	H8. 12. 9		7,284	0.18	40	0	0	-306,193	-1,633	-28,751

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息 残額
98	H9. 2. 13		12,000	0.18	66	0	0	-318,193	-2,765	-31,516
99	H9. 4. 18		9,000	0.18	64	0	0	-327,193	-2,789	-34,305
100	H9. 6. 18		3,000	0.18	61	0	0	-330,193	-2,734	-37,039
101	H9. 6. 23		11,000	0.18	5	0	0	-341,193	-226	-37,265
102	H9. 8. 11		10,000	0.18	49	0	0	-351,193	-2,290	-39,555
103	H9. 9. 24		8,000	0.18	44	0	0	-359,193	-2,116	-41,671
104	H9. 11. 21		7,200	0.18	58	0	0	-366,393	-2,853	-44,524
105	H10. 1. 7		11,000	0.18	47	0	0	-377,393	-2,358	-46,882
106	H10. 3. 17		12,000	0.18	69	0	0	-389,393	-3,567	-50,449
107	H10. 5. 26		10,000	0.18	70	0	0	-399,393	-3,733	-54,182
108	H10. 7. 22		12,000	0.18	57	0	0	-411,393	-3,118	-57,300
109	H10. 9. 24		5,000	0.18	64	0	0	-416,393	-3,606	-60,906
110	H10. 9. 29		7,500	0.18	5	0	0	-423,893	-285	-61,191
111	H10. 11. 25		8,000	0.18	57	0	0	-431,893	-3,309	-64,500
112	H11. 1. 27		3,000	0.18	63	0	0	-434,893	-3,727	-68,227
113	H11. 3. 5		10,000	0.18	37	0	0	-444,893	-2,204	-70,431
114	H11. 3. 29		10,000	0.18	24	0	0	-454,893	-1,462	-71,893
115	H11. 5. 21		10,000	0.18	53	0	0	-464,893	-3,302	-75,195
116	H11. 7. 27		3,000	0.18	67	0	0	-467,893	-4,266	-79,461
117	H11. 8. 18		6,000	0.18	22	0	0	-473,893	-1,410	-80,871
118	H11. 9. 13		8,000	0.18	26	0	0	-481,893	-1,687	-82,558
119	H11. 11. 16		14,000	0.18	64	0	0	-495,893	-4,224	-86,782
120	H12. 2. 7		3,000	0.18	83	0	0	-498,893	-5,631	-92,413
121	H12. 2. 24		5,000	0.18	17	0	0	-503,893	-1,158	-93,571
122	H12. 3. 6		6,000	0.18	11	0	0	-509,893	-757	-94,328
123	H12. 4. 26		8,000	0.18	51	0	0	-517,893	-3,552	-97,880
124	H12. 9. 7		5,000	0.18	134	0	0	-522,893	-9,480	-107,360
125	H12. 11. 21		5,000	0.18	75	0	0	-527,893	-5,357	-112,717
126	H13. 1. 26		4,000	0.18	66	0	0	-531,893	-4,764	-117,481
127	H13. 2. 20		10,000	0.18	25	0	0	-541,893	-1,821	-119,302
128	H13. 3. 19		8,000	0.18	27	0	0	-549,893	-2,004	-121,306
129	H13. 4. 17		10,000	0.18	29	0	0	-559,893	-2,184	-123,490
130	H13. 5. 18		10,000	0.18	31	0	0	-569,893	-2,377	-125,867
131	H13. 6. 27		10,000	0.18	40	0	0	-579,893	-3,122	-128,989
132	H13. 7. 25		10,000	0.18	28	0	0	-589,893	-2,224	-131,213
133	H13. 8. 20		10,000	0.18	26	0	0	-599,893	-2,100	-133,313
134	H13. 9. 27		10,000	0.18	38	0	0	-609,893	-3,122	-136,435
135	H13. 10. 19		10,000	0.18	22	0	0	-619,893	-1,838	-138,273
136	H13. 11. 28		10,000	0.18	40	0	0	-629,893	-3,396	-141,669
137	H13. 12. 28		5,000	0.18	30	0	0	-634,893	-2,588	-144,257
138	H14. 2. 1		5,000	0.18	35	0	0	-639,893	-3,044	-147,301
139	H14. 3. 5		7,000	0.18	32	0	0	-646,893	-2,805	-150,106
140	H14. 3. 29		10,000	0.18	24	0	0	-656,893	-2,126	-152,232
141	H14. 4. 30		5,000	0.18	32	0	0	-661,893	-2,879	-155,111
142	H14. 5. 28		5,000	0.18	28	0	0	-666,893	-2,538	-157,649
143	H14. 7. 2		5,000	0.18	35	0	0	-671,893	-3,197	-160,846
144	H14. 7. 29		5,000	0.18	27	0	0	-676,893	-2,485	-163,331
145	H14. 9. 18		5,000	0.18	51	0	0	-681,893	-4,728	-168,059
146	H14. 12. 26		10,000	0.18	99	0	0	-691,893	-9,247	-177,306
147	H15. 2. 19		5,000	0.18	55	0	0	-696,893	-5,212	-182,518
148	H15. 3. 26		5,000	0.18	35	0	0	-701,893	-3,341	-185,859
149	H15. 9. 1		3,000	0.18	159	0	0	-704,893	-15,287	-201,146

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息 残額
150	H15.10.22		4,606	0.18	51	0	0	-709,499	-4,924	-206,070
151	H15.12.1		5,000	0.18	40	0	0	-714,499	-3,887	-209,957
152		1,101,000	2,010,466	0.18	0	0	0	0	0	0
153				0.18	0	0	0	0	0	0

これは正本である。

平成24年2月16日

東京簡易裁判所民事第3室2係

裁判所書記官 松 永 義

